

議案第1号及び第2号
認定第1号

令和7年2回沖縄県北部医療組合議会(定例会)議案

令和7年8月20日提出

沖縄県北部医療組合

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議案第1号	沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第2号	令和7年度沖縄県北部医療組合病院事業会計補正予算（第1号）	4
認定第1号	令和6年度沖縄県北部医療組合病院事業会計決算の認定について	5

沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例（令和5年沖縄県北部医療組合条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「病院」の次に「（以下「病院」という。）」を加え、「名称」の次に「及び位置」を加え、「公立沖縄北部医療センター」を「次のとおり」に改め、同項の次に次の表を加える。

名称	位置
公立沖縄北部医療センター	名護市

第5条中「沖縄県北部医療組合」の次に「（以下「組合」という。）」を加える。

第7条の次に次の7条を加える。

（指定管理者による管理）

第8条 第2条第2項の規定により設置される病院の管理は、自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 病院における診療及び検診に関する業務
- (2) 病院の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第10条 第8条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、管理者に提出しなければならない。

（指定管理者の指定等）

第11条 管理者は、前条の規定により提出された事業計画書等その他必要な事項を調査し、次に掲げる基準に照らして最も適切に病院の管理を行うことができると認めるものを候

補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 病院の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(2) 良質な医療を提供する能力を有するものであること。

(3) 病院の効用を最大限に発揮する能力を有するものであること。

2 管理者は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 管理者は、自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、その旨を告示しなければならない。

(協定書の締結)

第12条 指定管理者の指定を受けた団体は、規則で定めるところにより、指定管理の指定期間の開始前までに管理者と病院の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

(利用料金等)

第13条 病院を利用する者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金の額は、沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）第10条及び第11条の規定の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。この場合において、同条例別表第3中「局長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

4 管理者は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

6 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年8月20日提出

理 由

一般財団法人沖縄県北部医療財団の設立に伴い、北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意に基づき、公立沖縄北部医療センターの管理に関する規定を整備する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

令和7年度沖縄県北部医療組合病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度沖縄県北部医療組合病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和7年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算（以下「予算」という。）第5条に定めた

「公立沖縄北部医療センター等 整備事業	令和8年度から 令和10年度まで	25,808,597千円
公立沖縄北部医療センター エネルギーサービス事業	令和10年度から 令和24年度まで	7,385,400千円」

を

「公立沖縄北部医療センター等 整備事業	令和8年度から 令和10年度まで	35,066,829千円
公立沖縄北部医療センター エネルギーサービス事業	令和10年度から 令和24年度まで	12,753,000千円」

に改める。

第3条 予算第9条の次に次の1条を加える。

（重要な資産の取得及び処分）

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	土 地	公立沖縄北部医療センター等 用地	105,584.74㎡

令和7年8月20日提出

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕

認定第1号

令和6年度沖縄県北部医療組合病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度沖縄県北部医療組合病院事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年8月20日提出

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕